

倉敷市水道事業経営審議会

第 1 回 資料

令和 5 年 8 月 22 日



倉敷市水道局

目 次

	頁
第12期倉敷市水道事業経営審議会委員名簿	1
倉敷市水道事業経営審議会条例	2
審議会での確認事項	4
倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱	5
倉敷市水道事業経営審議会会議の公開事務取扱要領	8

第12期倉敷市水道事業経営審議会委員名簿

	氏 名	役 職 名
学識経験者	てんのうじや たつまさ 天王寺谷 達将	岡山大学学術研究院社会文化科学学域・准教授
	やまの 山野 ひとみ	倉敷芸術科学大学生命科学部生命科学科・准教授
組織団体の推薦	かん まこと 菅 慎	倉敷商工会議所・副会頭
	べっしょ よしはる 別所 美治	玉島商店街振興会・会長
	おかもと たけよし 岡本 武義	倉敷市民生委員児童委員協議会・会計
	わたなべ ひさし 渡邊 尚	晴れの国岡山農業協同組合・理事
	たけだ てるみ 竹田 照美	倉敷市婦人協議会 赤崎学区地区婦人協議会・副会長
	なかむら みどり 中村 みどり	倉敷市消費生活学級連絡協議会・副会長（倉敷地区長）
	やまじ ひろまさ 山路 浩正	備南水道企業団・事務局次長
	にし まさとし 西 雅敏	岡山県南部水道企業団・事務局長
	こだま こ 児玉 あゆ子	男女共同参画セミナー修了者
	おおはし ちづる 大橋 千鶴	男女共同参画セミナー修了者
公募	おせき ちひろ 尾跡 ちひろ	一般公募
	いとう なおみ 伊藤 直美	一般公募

○倉敷市水道事業経営審議会条例

平成13年3月23日

条例第7号

(目的及び設置)

第1条 倉敷市の水道事業の経営に関する事項を審議し、もって適正かつ効率的な経営に資するため、倉敷市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道料金の改定その他水道事業の経営に関する事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例に基づき、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成15年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

小・中学校学区審議会	委員	日額 7,100円	同上
------------	----	-----------	----

」を「

水道事業経営審議会	委員	日額 7,100円	同上
小・中学校学区審議会	委員	日額 7,100円	同上

」に改める。

審議会での確認事項

- 倉敷市水道事業経営審議会の会議の公開について
 - 1 倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱（以下「公開に関する要綱」という。）に基づき、倉敷市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、審議会の会議において、公開に関する要綱第3条各号の規定に該当する事項を審議する場合は、その都度、審議会にて公開・非公開を決定する。
 - 2 公開に関する要綱の補完として、会議開催の事前公表、傍聴者の決定方法、会議録の作成及び公開について規定した、倉敷市水道事業経営審議会会議の公開事務取扱要領により行う。

倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成15年1月30日

告示第35号

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開し、透明かつ公正な会議の運営を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。
- (2) 倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）を取り扱うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるとき。

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、公開する会議について、次の事項をあらかじめ公表しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続

(7) 連絡先

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項に規定する事項は、当該会議を開催する日の1週間前までに、前項に掲げる事項を倉敷市公告式条例（昭和42年倉敷市条例第1号）に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示するとともに、インターネットの本市ホームページに登載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催される時は、この限りでない。

（公開の方法等）

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員を5名以上であらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。

4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する手続等を定めるとともに、傍聴に係る注意事項を記載した書面を傍聴者に配布する等、会場の秩序の維持に努めなければならない。

（傍聴することができない者）

第7条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類たぐいを持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器たぐいの類又は拡声器を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行

為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、審議会等の会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 審議会等の長は、傍聴者が前条の規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第10条 審議会等は、傍聴者に会議資料（不開示情報が記録されている部分を除く。）を配付するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、原則として当該会議が終了するまでの間、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第11条 審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者（委員及び事務局）
- (5) 議題
- (6) 傍聴者の数
- (7) 審議内容
- (8) 前各号に定めるもののほか、審議会等が必要と認める事項

3 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供さなければならない。

(運用状況の報告及び公表)

第12条 市長は、この要綱の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、告示の日から施行する。

倉敷市水道事業経営審議会会議の公開事務取扱要領

1 目的

この要領は、倉敷市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の会議を「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」（以下「要綱」という。）第13条の規定により公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議開催の事前公表（要綱第5条）

審議会を所管する水道局水道総務課企画検査室（以下「企画検査室」という。）は、審議会開催決定後、速やかに会議開催のお知らせを情報公開室に通知するものとする。

3 傍聴者の決定方法等（要綱第6条）

審議会の傍聴者の定員は、原則として5人とし、傍聴の受付は、会議開催の30分前から開催予定時刻まで傍聴申込書により先着順で行い、定員になり次第終了する。

また、傍聴者には、傍聴券及び傍聴規定を交付するものとする。

4 会議録の作成及び公開（要綱第11条）

(1) 会議録は、原則として会議終了後1箇月以内に企画検査室が作成する。

(2) 審議内容の記述は、発言者については委員、事務局等を区別し、発言された内容においてはその要旨とする。

(3) 会議録の確定は、会長又は副会長いずれかによる承認により行う。

(4) 会議録の公開は、情報公開室において閲覧に供するほか、企画検査室のホームページに掲載することにより行う。

5 その他の事項

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、要綱に基づき、会長が当該会議に諮って、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月18日から施行する。

第 1 回倉敷市水道事業経営審議会

日 時：令和 5 年 8 月 22 日 (火)
午後 2 時 00 分～
場 所：水道局 3 階 大会議室

倉敷市水道事業の概要

説明内容

倉敷市水道事業経営審議会について

審議会の概要

審議内容の経過

今後の審議内容（予定）

倉敷市水道事業の概要

（１）水道事業の概要

- ・ 水道の仕組み
- ・ 沿革
- ・ 業務概要
- ・ 水源と取水場、浄水場
- ・ 給水区域

（２）水道事業の現状

- ・ 給水人口、年間給水量、年間有収水量の推移・予測
- ・ 水道施設の状況
- ・ 水道料金の状況
- ・ 組織

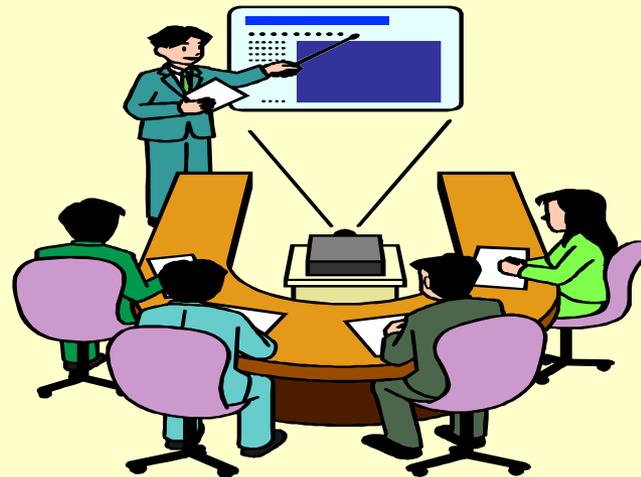
（３）水道局の取り組み

倉敷市水道事業経営審議会について

審議会の概要

- 1 設置根拠 倉敷市水道事業経営審議会条例
- 2 所掌事務 水道料金の改定その他水道事業の経営に関する事項を調査、審議する。
- 3 任 期 令和5年8月1日～令和7年7月31日
(2年間)
- 4 開催回数 年5回程度

審議会は原則公開とし
会議後に会議録要旨を
作成し公開します。



審議内容の経過（１）

第９期（平成２９年８月～令和元年７月）

主なもの

- ・ 水道事業の概要
- ・ 倉敷市水道事業整備計画の概要、各事業
- ◆ 諮問「水道料金の適正水準について審議会の意見を問う」（平成３０年１月１０日）
- ・ 水道料金の検討
- ◆ 市長への答申（平成３０年６月２９日）
- ・ 平成３０年７月豪雨災害の対応状況
- ・ ぐらしき水道ビジョンー２０１９ー策定
- ・ 水道事業の広域連携に関する検討状況

審議内容の経過（２）

第１０期（令和元年８月～令和３年７月）

主なもの

- 水道事業の概要
- 予算、決算の報告
- くらしき水道ビジョン 取組と進捗
- 節水への呼び掛け
- コロナ禍における水道局の取り組み
- 水道料金の支払い方法の追加
- 広報のあり方・手法について

審議内容の経過（3）

第11期（令和3年8月～令和5年7月）

主なもの

- 水道事業の概要
- 水道局各課業務の概要
- ぐらしき水道ビジョン 取組と進捗
- 予算、決算の報告
- 学校水道水リフレッシュ化事業
- 倉敷市水道整備事業の報告
- 第一期基盤強化計画の事業概要
- 水道料金の仕組み

今後の審議内容（予定）

第12期（令和5年8月～令和7年7月）

主なもの

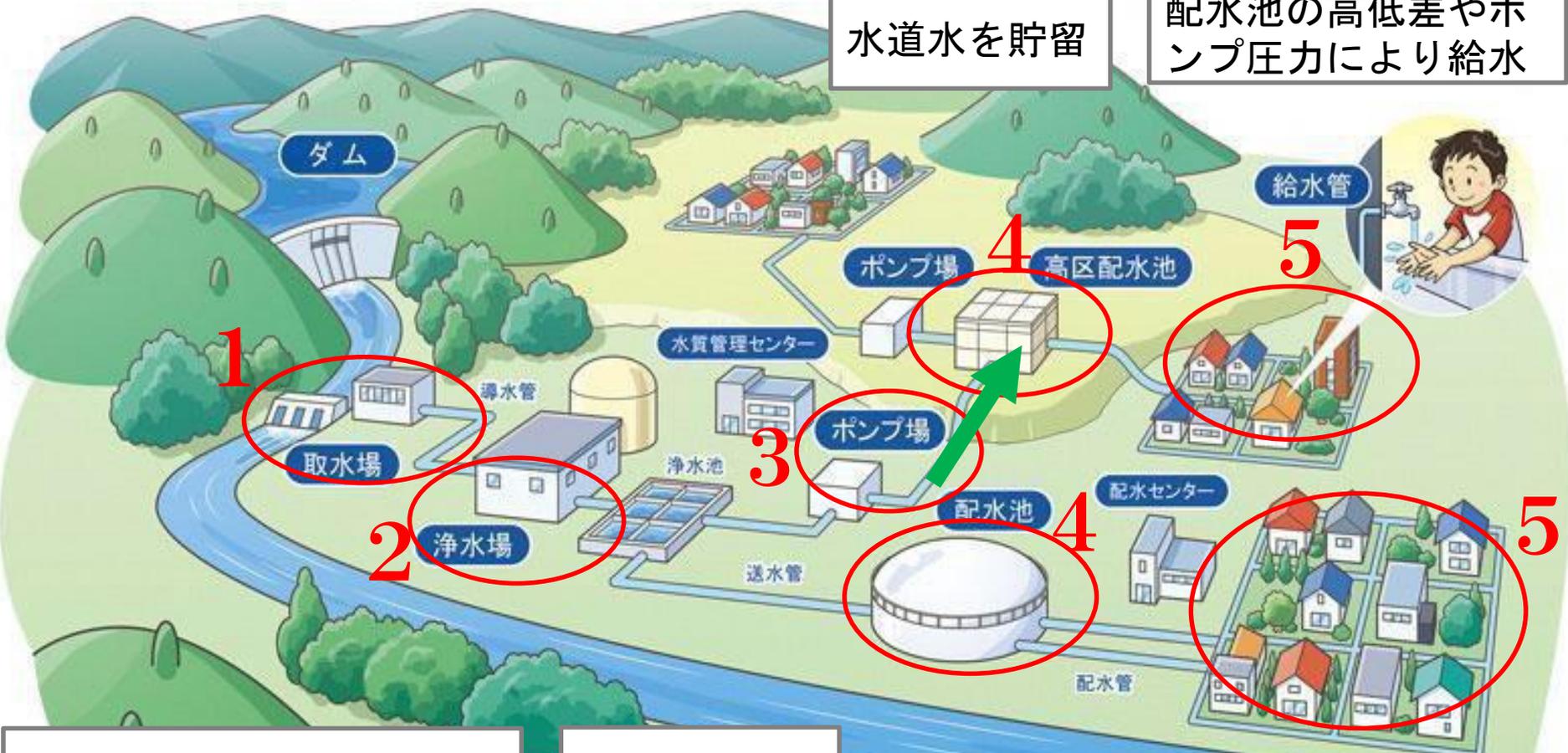
- 水道事業の概要
- くらしき水道ビジョン-2019- 取組と進捗など
- 第一期基盤強化計画の事業概要
- 水道財政の仕組み
- 水道料金の仕組み
- 収支予測
- 水道施設（浄水場）見学

倉敷市水道事業の概要



(1) 水道事業の概要

水道の仕組み



配水池
水道水を貯留

お客様へ
配水池の高低差やポンプ圧力により給水

水源(取水)
表流水・伏流水・地下水

浄水場
ろ過、消毒し
水道水に浄水

沿革

- ・ 倉敷の水道は、大正5年7月10日に当時の玉島町で通水を開始した。（通水開始から107年）
- ・ 現在の倉敷市水道事業は、平成17年8月1日に、旧倉敷市と旧真備町が合併したことに伴い、平成24年4月1日にそれぞれの事業である倉敷水道事業と真備水道事業を統合し倉敷市水道事業となっている。

業務概要(令和4年度末現在)

給水区域内人口：	476,710人
給水人口：	476,414人
水道普及率：	99.9%
給水戸数：	218,464戸
年間総給水量：	58,919,596 ³ m
年間有収水量：	55,003,144 ³ m

水源と取水場



水源は、表流水と伏流水、地下水 取水場は4か所

浄水場

本市が管理するのは、片島、福井、上成、真備
浄水場で、ここで浄水した自己水に加えて、
備南水道企業団、岡山県南部水道企業団、岡山
県広域水道企業団の3つの浄水場から受水し、
市内全域へ水道水を給水している。



片島浄水場

福井浄水場

上成浄水場

真備浄水場



酒津浄水場
(備南水道企業団)

西阿知浄水場
(岡山県南部水道企業団)

総社浄水場
(岡山県広域水道企業団)



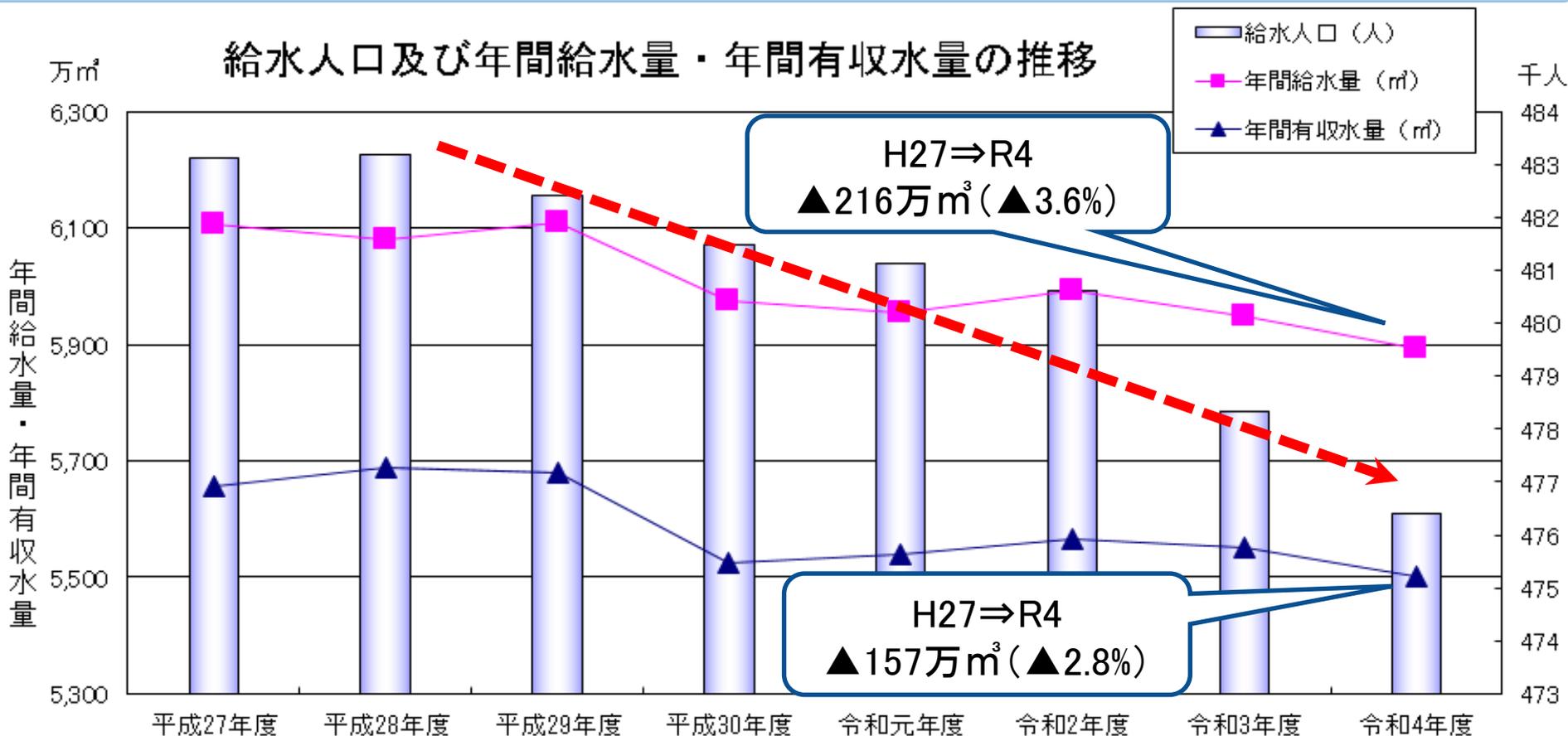
表流水
川の表面を流れて
いる水

伏流水

川の下
の砂礫層
を流れて
いる水

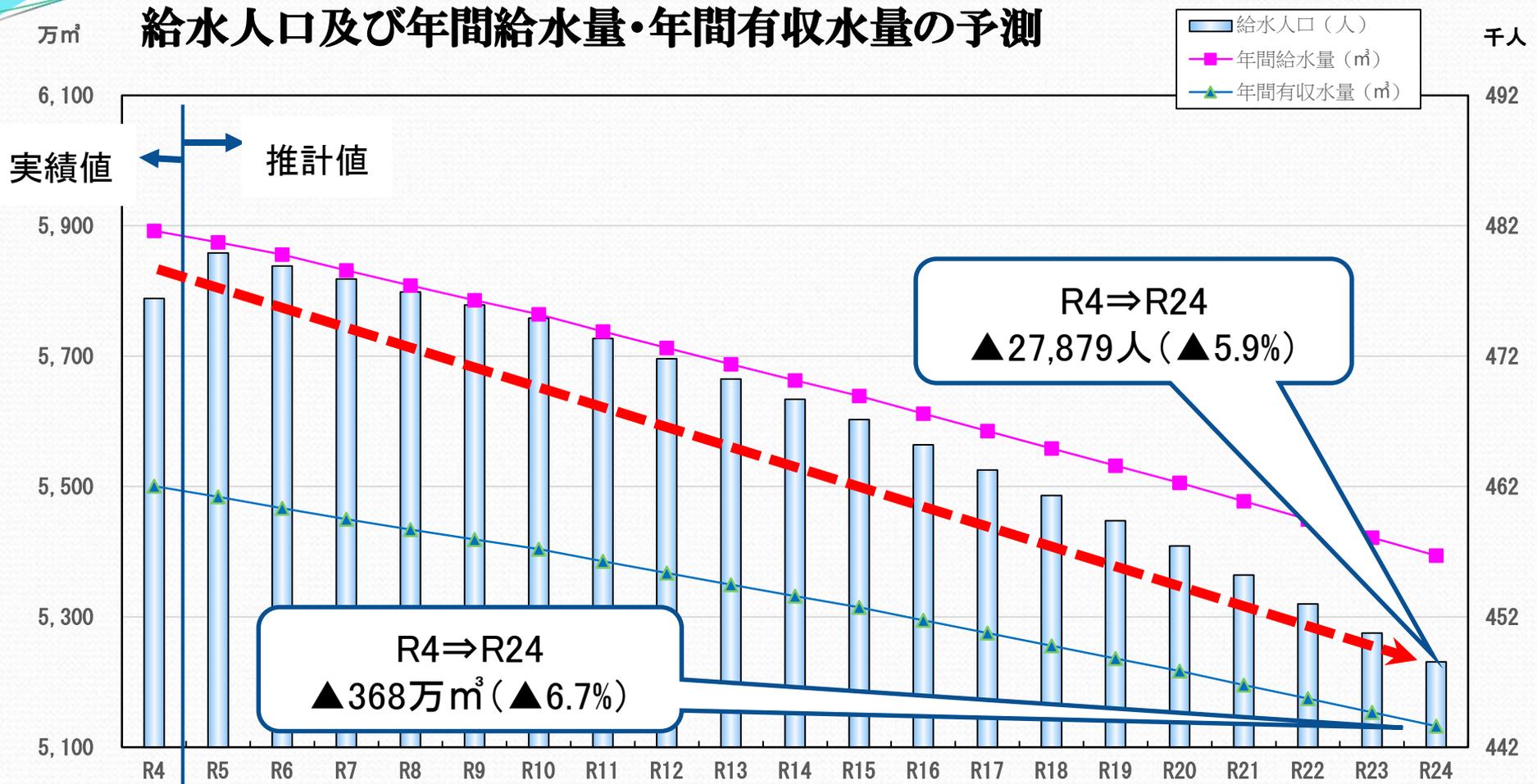
(2) 水道事業の現状

給水人口、年間給水量、年間有収水量の推移



給水人口は、平成28年度をピークに減少し、加えて、ライフスタイルの変化や節水型機器の普及などにより、家庭での使用水量の減少により、年間有収水量も減少傾向にある。

給水人口、年間給水量、年間有収水量の予測



今後、さらに人口減少に伴い年間有収水量も年々減少することが予測され、水道料金の減収による事業経営への影響が懸念される。また、現在の施設能力が過剰となることが懸念される。 15

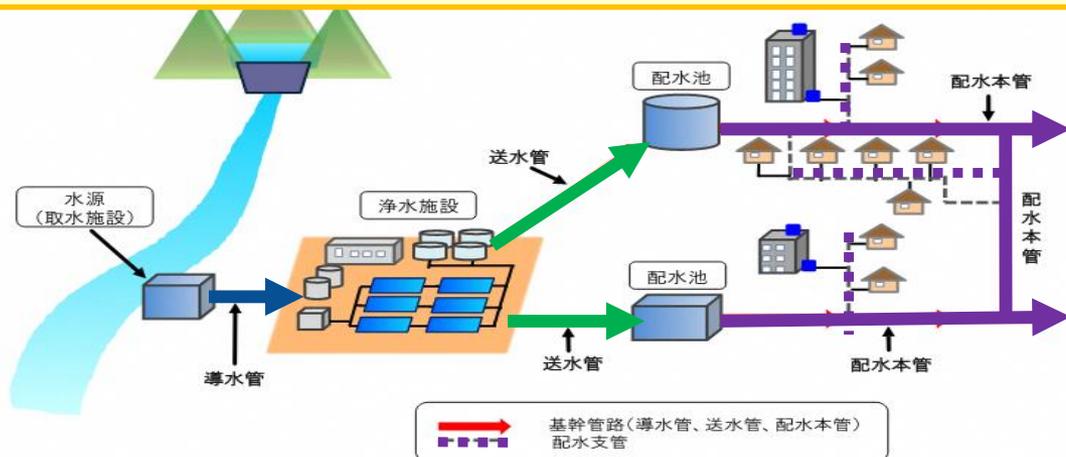
水道施設の状況(1)(令和4年度末現在)

管路延長

管路	延長
導水管 (取水場 → 浄水場)	13.4 km
送水管 (浄水場 → 配水池)	27.0 km
配水管 (各家庭等にする管)	3,308.5 km
総延長	3,348.9 km

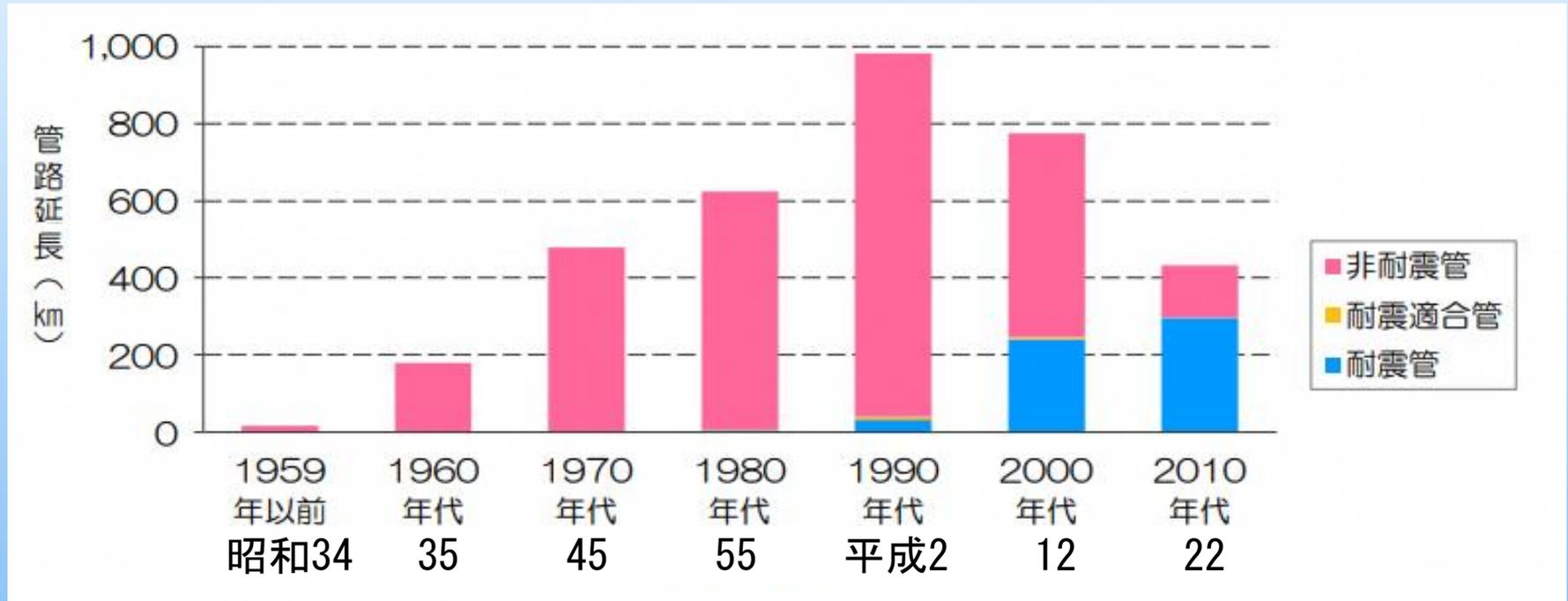
施設数

施設の種類	施設数
取水場	4か所
浄水場	4か所
配水池	88か所



水道施設の状況(2)

管路の敷設年代



高度経済成長期の1970（昭和45）年代から整備に取り組んできた多くの管路が更新の時期を迎えるため、更新ペースを上げる必要がある。また、初期に整備されたものは、非耐震管であることから、南海トラフ巨大地震等に備えるためにも、早急に耐震化を進める必要がある。

水道施設の状況(3)(令和4年度末現在)

管路の耐震適合率

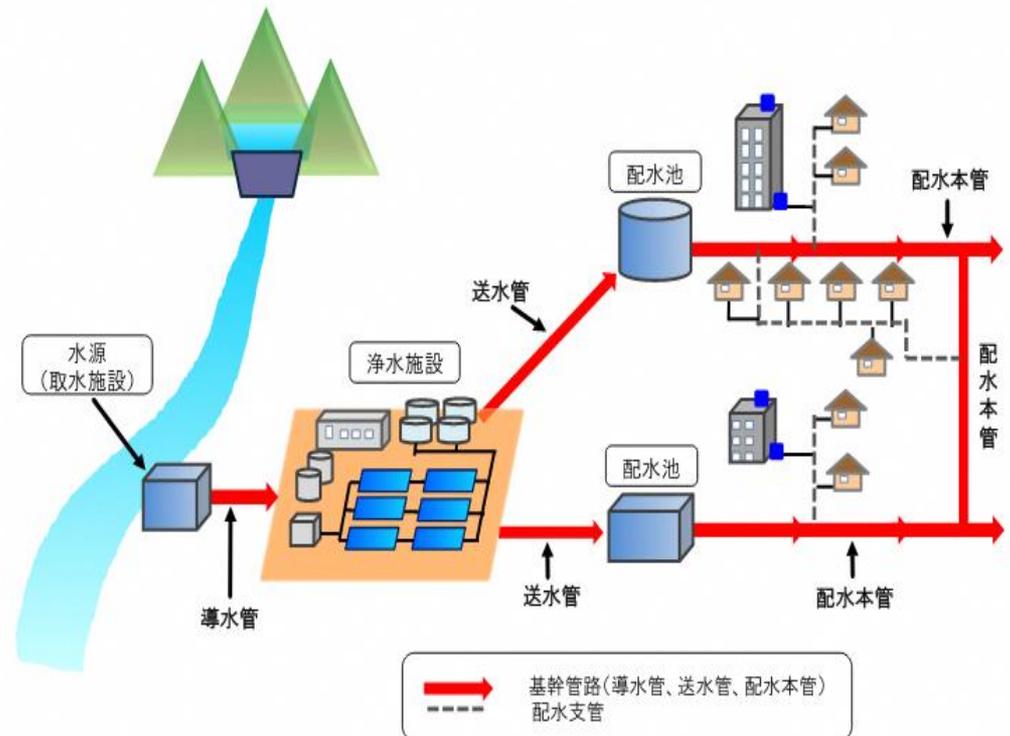
施設区分	耐震適合率
基幹管路	42.3%

【参考】基幹管路

水道局では、導水管、送水管、口径400ミリメートル以上の配水管を基幹管路としている。

耐震適合性のある管

耐震管と良好な地盤に埋設されている管のこと。



水道料金の状況(1)

直近の料金改定

改定年度 平成30年度（条例改正 平成31年1月1日）
改定率 14.95%

現在の料金体系

料金体系：用途別料金体系

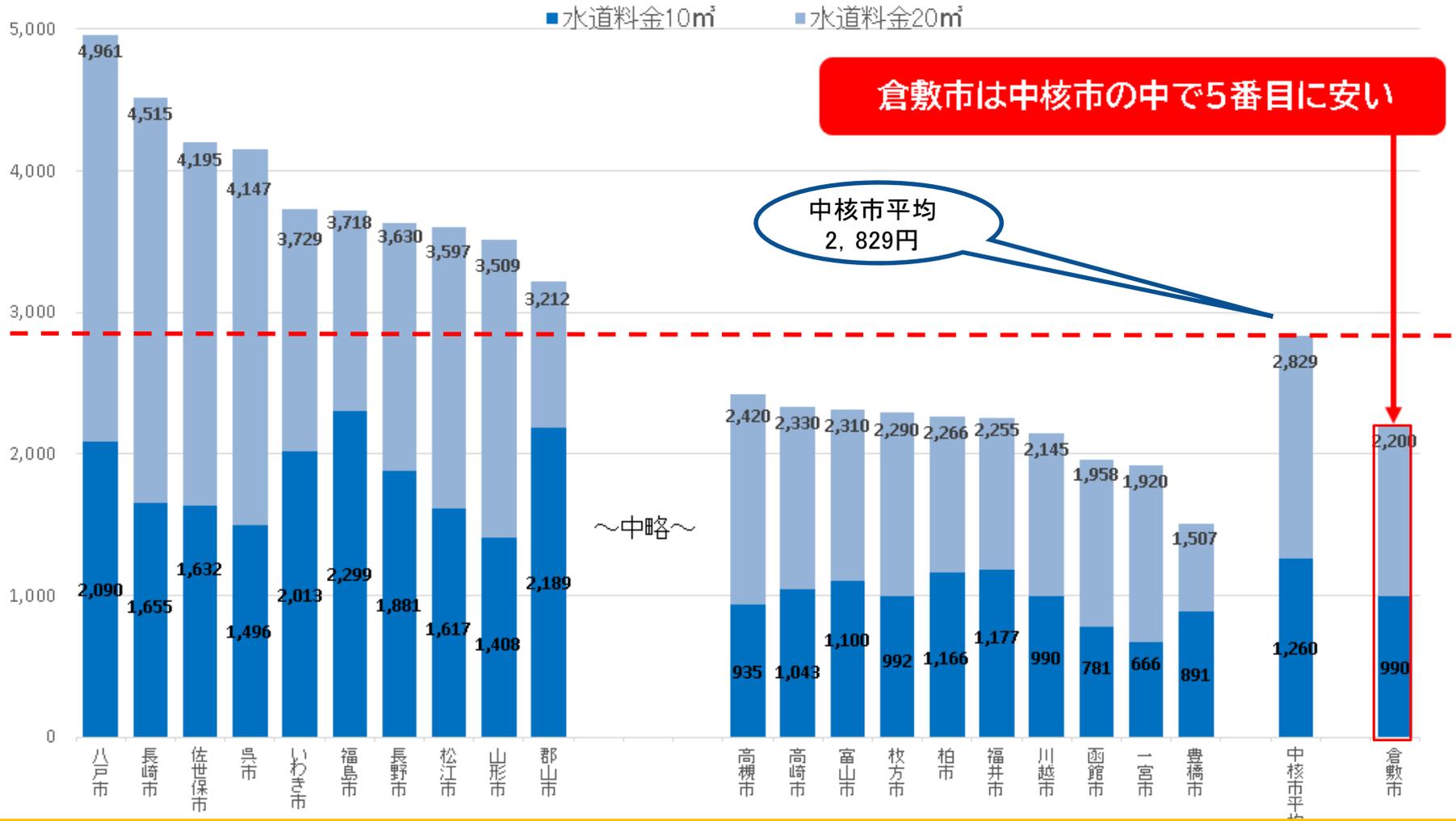
水道料金は、基本料金と超過料金からなる二部料金制で、超過料金は、使用水量の増加に応じて単価が高くなる逦増型従量料金制を採用している。

【参考】口径別料金体系

水道メーターの口径に応じて料金を設定するもの。

水道料金の状況(2)

都市別水道料金比較表(中核市62市のうち上位・下位10市)



倉敷市は中核市の中で5番目に安い

中核市平均
2,829円

～中略～

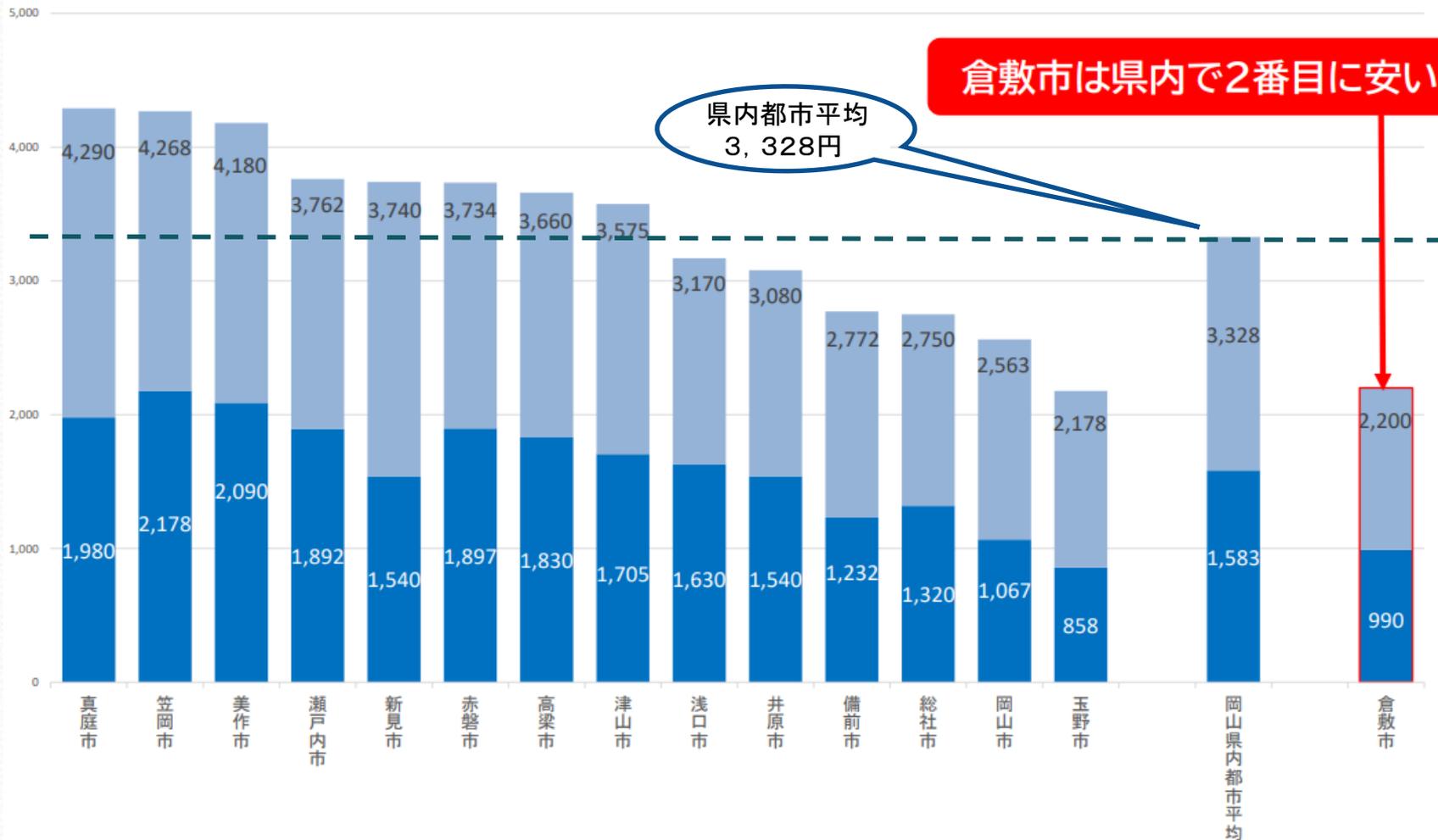
中核市62市との比較では、中核市平均2,829円に対し本市が2,200円でかなり安い水準である。

水道料金の状況(3)

都市別水道料金比較表 (県内15市)

令和4年4月1日現在

■ 水道料金10m³ ■ 水道料金20m³



倉敷市は県内で2番目に安い

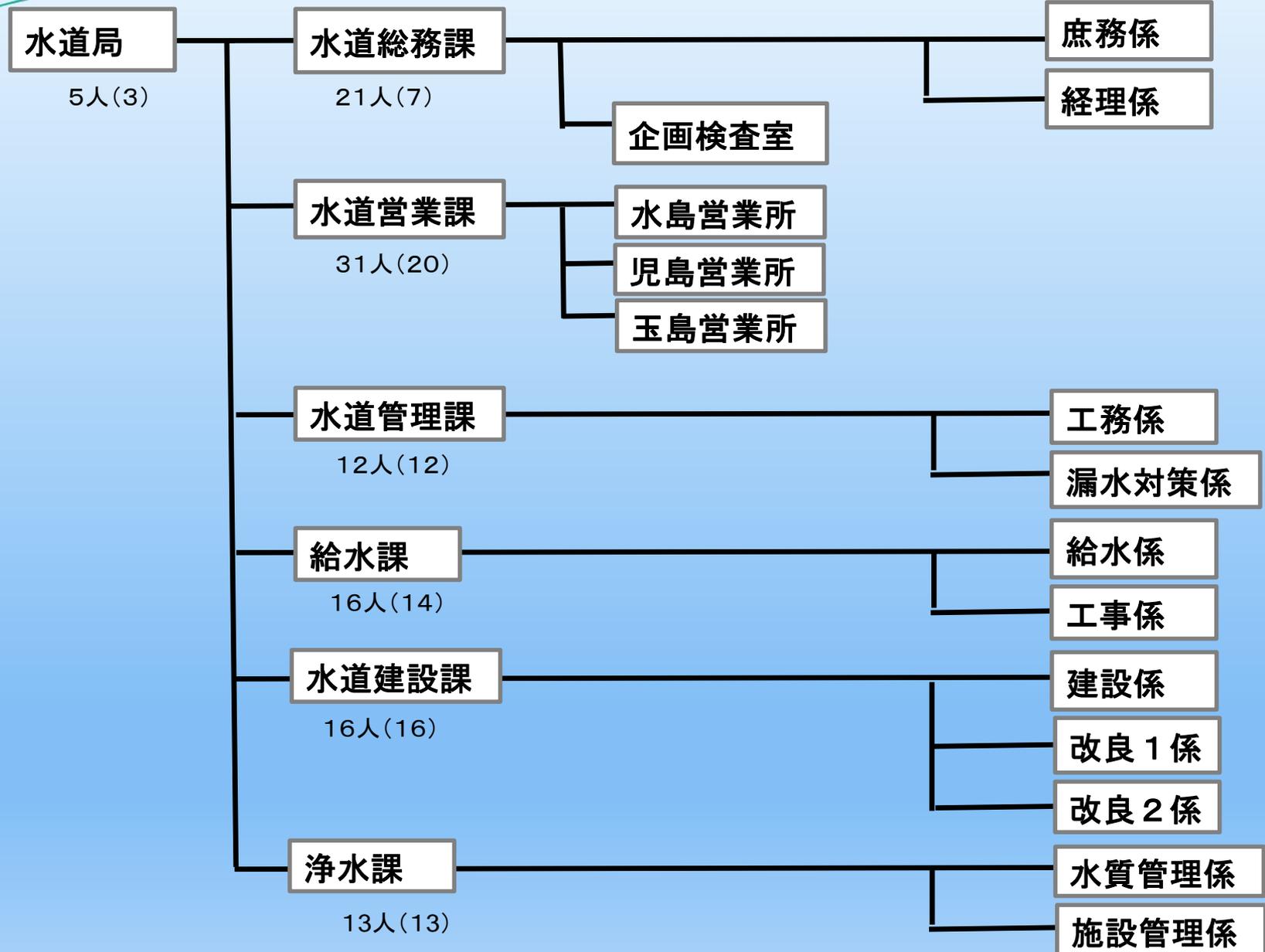
県内都市平均
3,328円

県内15市との比較では、玉野市に続いて2番目に安い水準である。

組織(1)

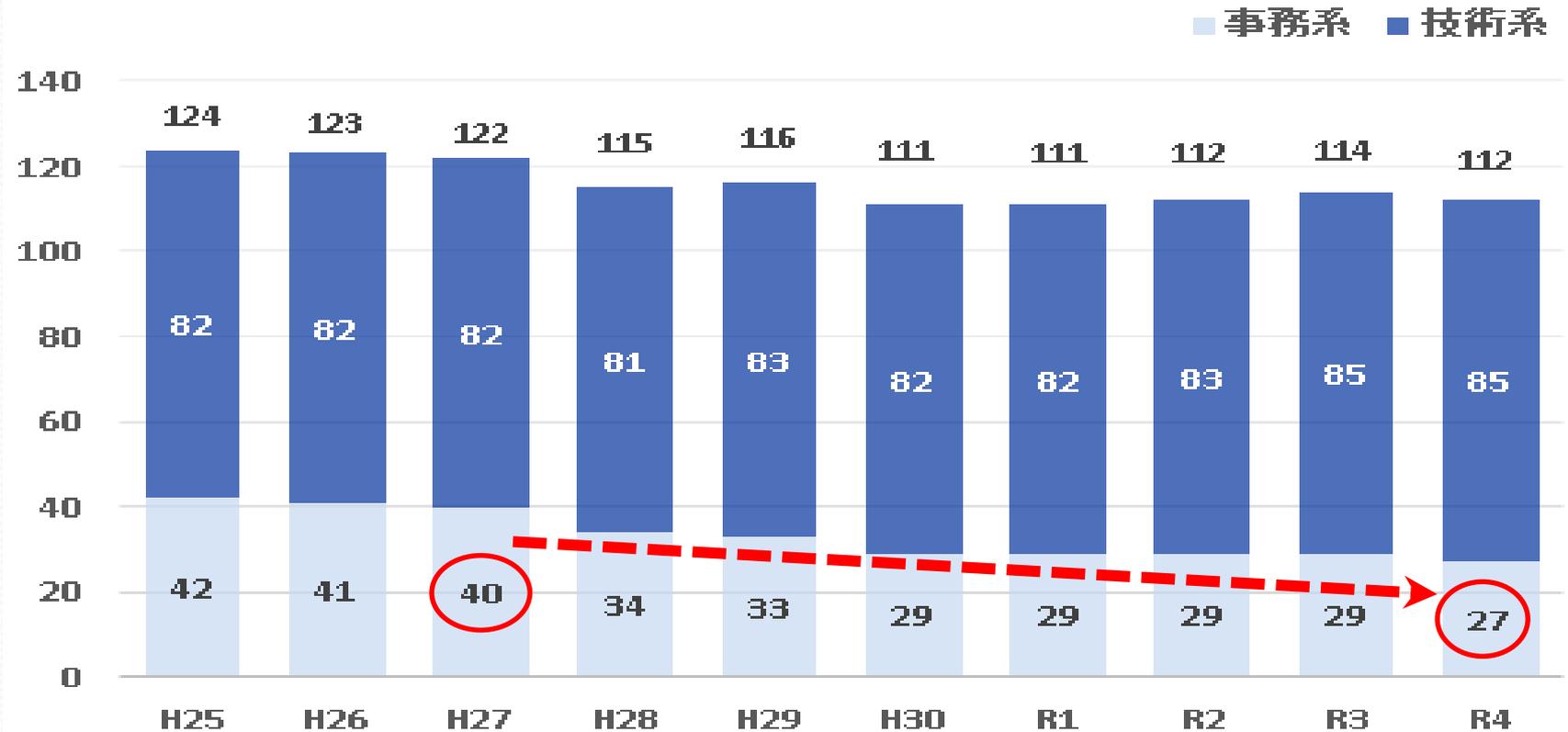
(令和5年4月1日現在)

※カッコ内は技術系職員の内数



組織(2)

水道局職員数の推移

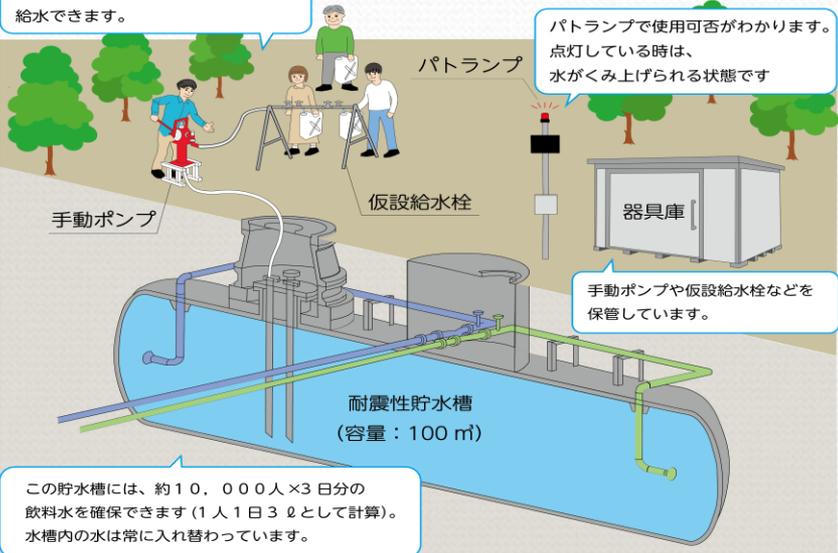


業務の委託等により経営の合理化を進めてきた結果、事務系職員数が減少している。また、技術系職員は、ベテラン職員の退職により若返りが進んでいる。日常の施設の建設改良や維持管理に加え災害緊急時の対応に備える必要があることから必要な人員を確保し技術や技能を継承していくことが重要である。 23

(3) 水道局の取り組み

耐震性貯水槽の仕組み

器具庫にある手動ポンプ等を使い、市民の皆さまが自ら水をくみ上げて給水できます。



パトランプで使用可否がわかります。点灯している時は、水がくみ上げられる状態です

手動ポンプや仮設給水栓などを保管しています。

この貯水槽には、約10,000人×3日分の飲料水を確保できます(1人1日3ℓとして計算)。水槽内の水は常に入れ替わっています。

耐震性貯水槽の設置場所

再生可能エネルギーの導入





資料 2

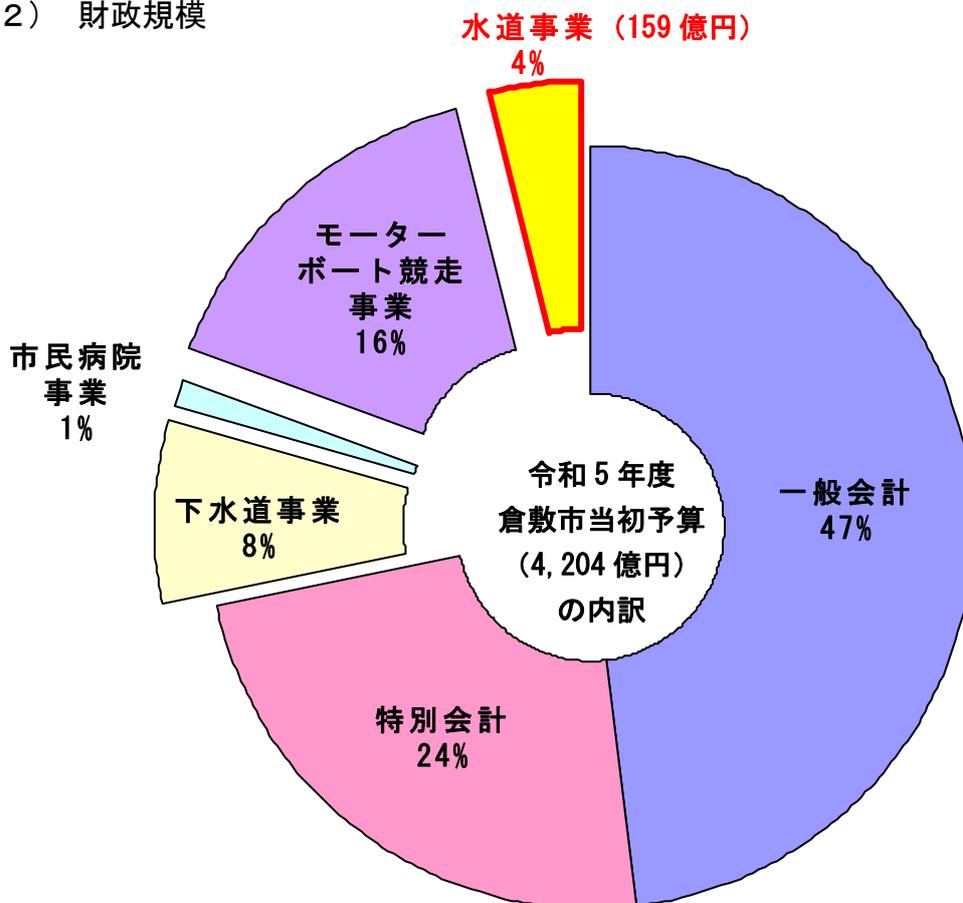
倉敷市水道事業の財政状況

1 水道事業の位置付けと財政規模

(1) 水道事業の位置付け

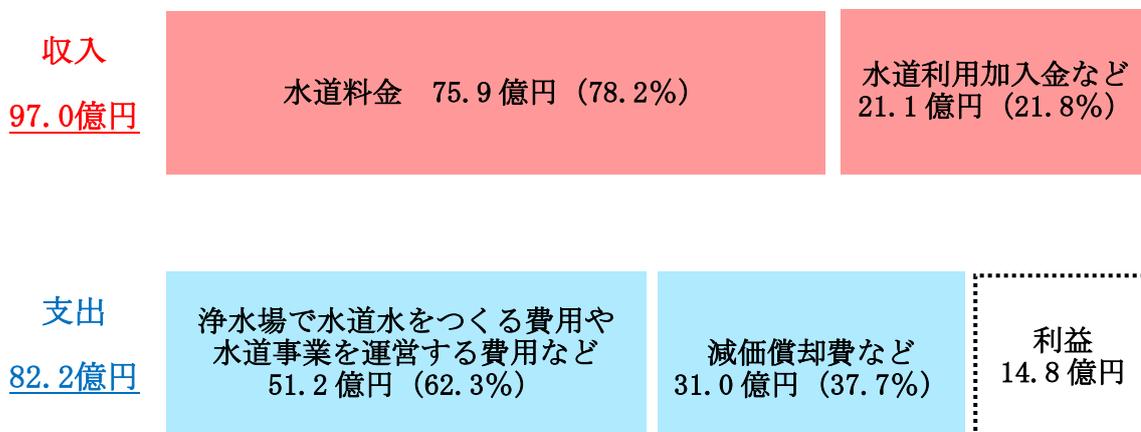
	公営企業 (倉敷市水道局)	地方公共団体 (倉敷市)	民間企業 (株式会社)
<u>根拠法令</u> →	・ 地方公営企業法	・ 地方自治法	・ 会社法
<u>目 的</u> →	・ 公共の福祉、非営利 (必要最低限の利益)	・ 公共の福祉 (税の再配分)	・ 利潤の追求 (営利目的)
<u>経営原則</u> →	・ 自己の収入による事業 (独立採算制)	・ 税金や補助金 による事業	・ 発行した株式で 資金調達を行い事業
<u>記帳方法</u> →	・ 複式簿記	・ 単式簿記	・ 複式簿記

(2) 財政規模

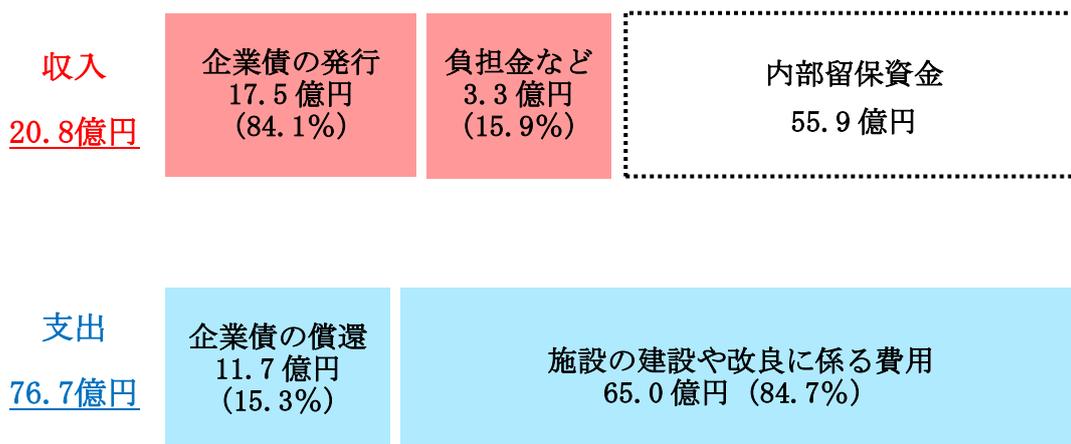


2 令和5年度水道事業予算の概要

（1）水道水をつくり、送り届けるための収入と支出（収益的収入及び支出）

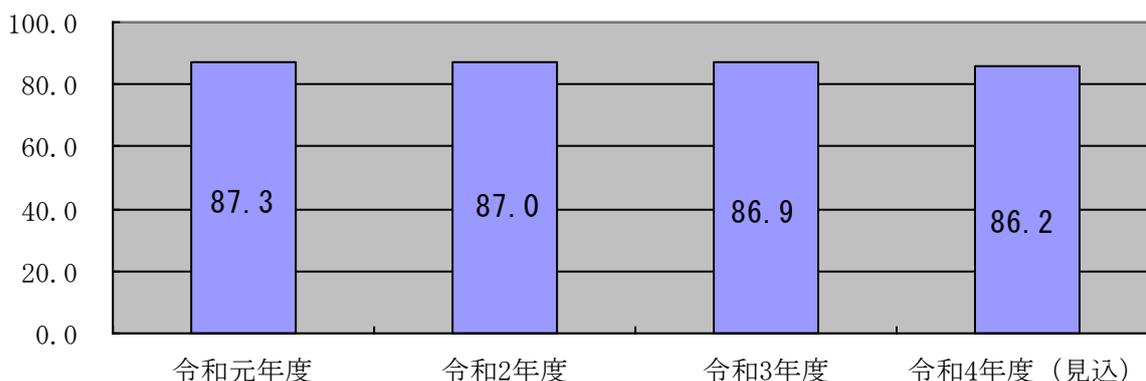


（2）今ある水道施設を強化するための収入と支出（資本的収入及び支出）



3 収益的収入（決算額）の推移

（単位：億円）



第一期基盤強化計画 概要版

第一期基盤強化計画の事業区分

50年構想では、本市水道事業が抱える3つの課題「課題1 人口減少による水需要減少」「課題2 増え続ける老朽化資産」「課題3 激甚化する自然災害」を解決するために2つの基本方針『基本方針1 最適化と計画的な更新』および『基本方針2 最適化と災害対策の推進』を掲げました。

この2つの基本方針を実現するため、前者においては、浄水場等を統廃合、施設能力を適正化するとともに、計画的に施設、整備、管路の更新に取り組み、後者においては、被害の抑制と影響の最小化に焦点をあて、耐震化、水害対策を実施するとともに、バックアップ体制の構築を目指すこととし、事業体系を作成しました。第一期基盤強化計画では、その事業体系に対して以下の事業区分を設けて事業を実施します。

50年構想とは

本市水道事業では、今までに整備した水道施設の多くが老朽化し、今後、維持管理や更新に多額の事業費が必要になると想定されています。その中で「倉敷市水道施設50年構想」は、将来にわたる水道水の安定供給のため、これまで実施してきた老朽化対策に加え、今後の水需要の減少を見据えた施設の統廃合や、ダウンサイジングによる水道施設の再構築、及び自然災害に対する水道施設の強化について、令和4年から令和53年の50年間にわたる基本方針を示すものです。

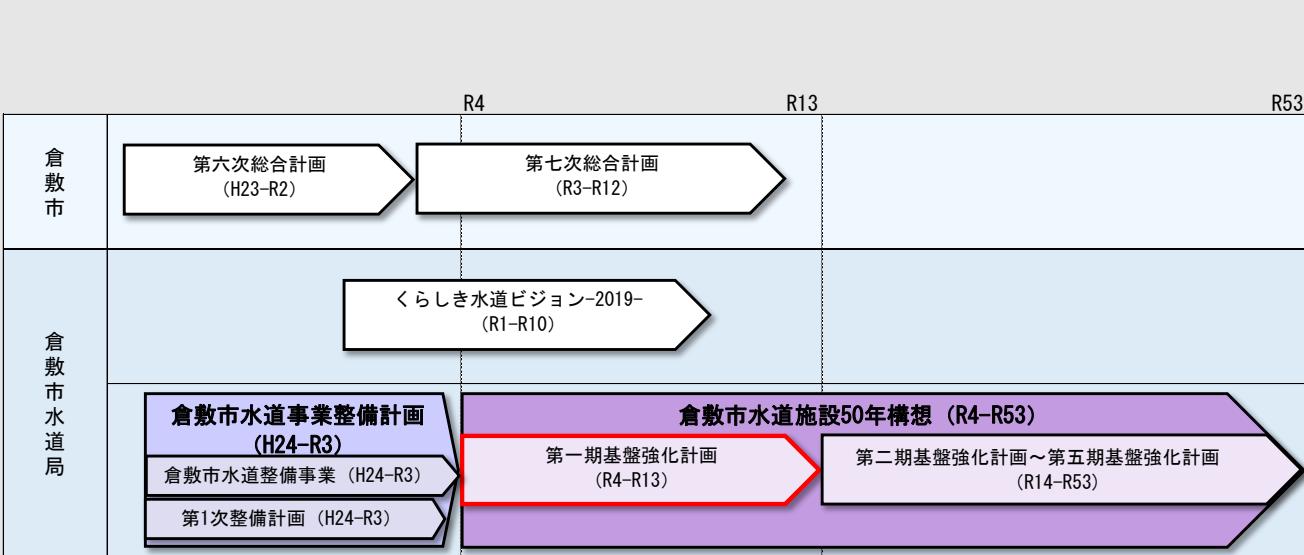
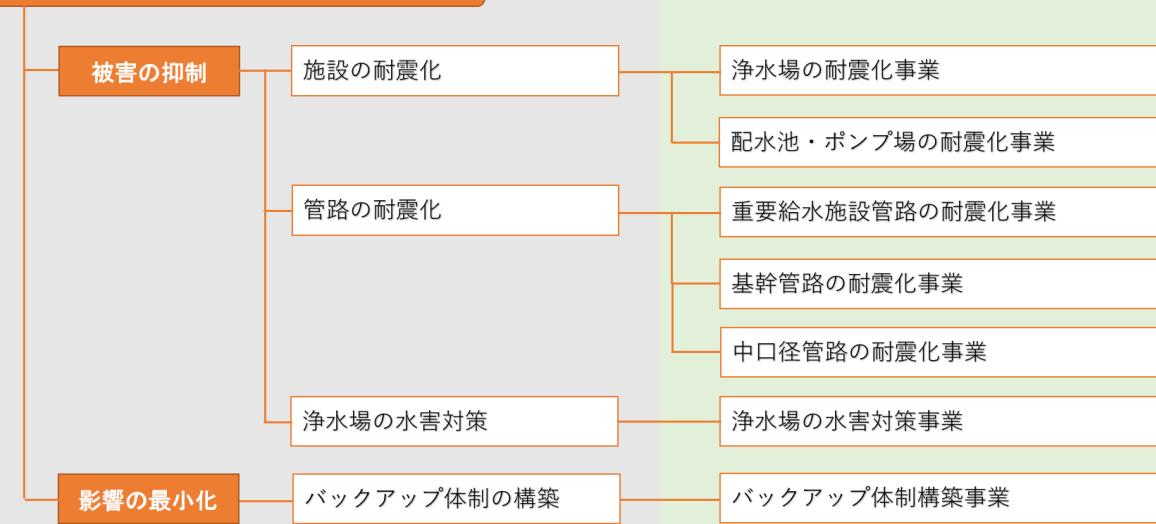
第一期基盤強化計画の位置づけ

基盤強化計画は、上記『倉敷市水道施設50年構想』で検討された中長期的な基本構想に基づく、整備内容を10年間区切りで抽出した計画です。その中で、今回策定した基盤強化計画は、直近10年(令和4年度～令和13年度)で整備すべき内容を示した『第一期基盤強化計画』にあたります。なお、「50年構想」「第一期基盤強化計画」のいずれにおいても、国の方針である改正水道法や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を考慮したものとします。

基本方針1 最適化と計画的更新の推進



基本方針2 最適化と災害対策の推進



【国】改正水道法 (R1) 【国】防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 (R2)

R4～R13 2022～2031	R14～R23 2032～2041	R24～R33 2042～2051	R34～R43 2052～2061	R44～R53 2062～2071
第一期 基盤強化計画	第二期 基盤強化計画	第三期 基盤強化計画	第四期 基盤強化計画	第五期 基盤強化計画

第一期基盤強化計画の目標設定

本基盤強化計画の目標値と目標設定を以下に示します。一部の指標でビジョンの目標値(目標年度: 令和10年度)を満足しないこととなりますが、これは上成浄水場の統合更新が第二期基盤強化計画での完了となったためであり、同整備が完了するとビジョンの目標値も達成することとなります。

指標	R3末現在	第一期基盤強化計画目標値 (R4～R13)		ビジョン目標値 (R10)	国土強靱化目標値 (R7/R10) ※
		(R10)	(R13)		
浄水施設の耐震化率	27.2%	50%	56%	100%	41%
ポンプ所の耐震化率	51.3%	71%	71%	80%	-
配水池の耐震化率	60.7%	87%	88%	70%	70%
基幹管路の耐震適合率	41.5%	60%	64%	55%	60%
重要給水施設配水管路の耐震適合率	43.1%	72%	73%	55%	-
管路の耐震適合率	22.8%	28%	30%	30%	-
浸水対策浄水施設数	0箇所	1箇所	1箇所	2箇所	-

※基幹管路の耐震適合率のみ令和10年度

基盤強化計画による効果等

指標値の推移

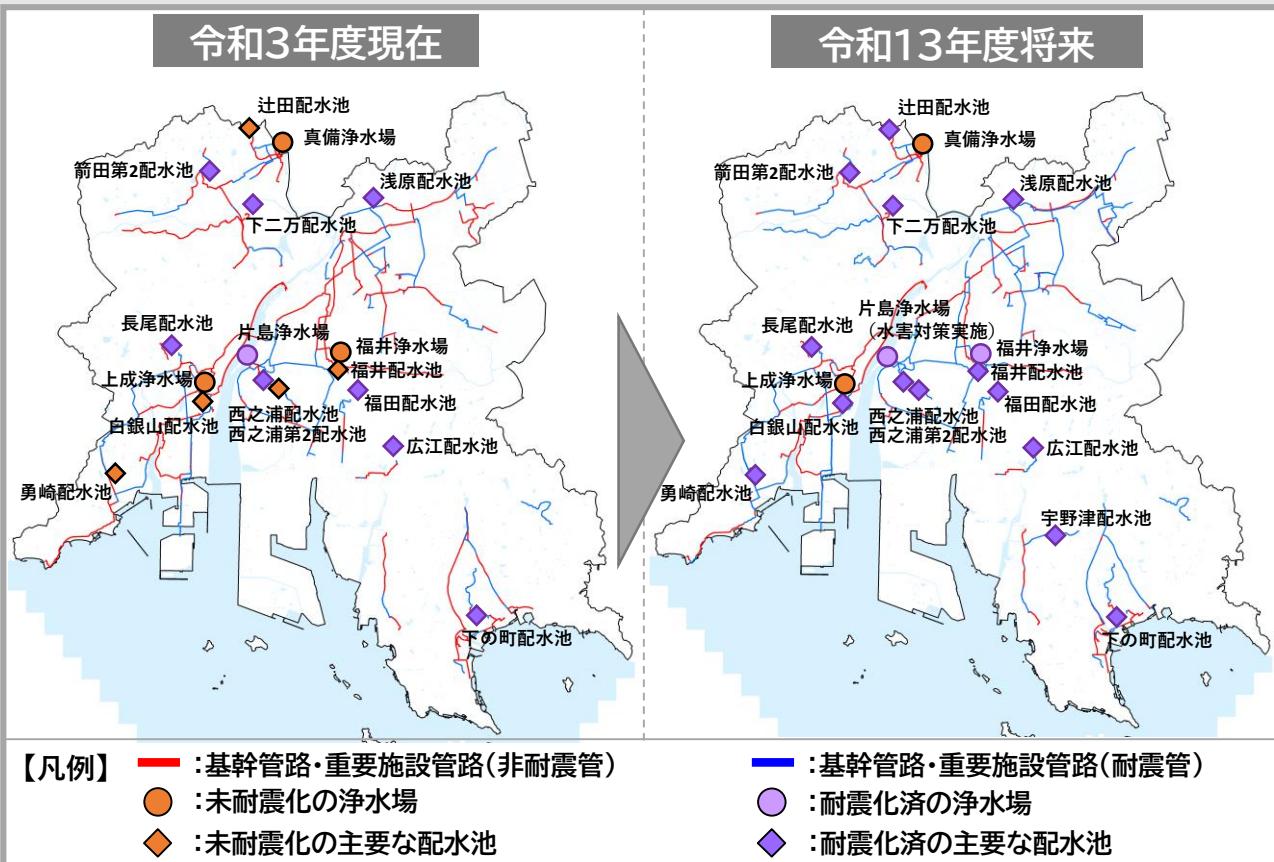
本基盤強化計画の指標値の年毎の推移の予測を以下に示します。

【指標値の推移予測】

指標	R3末現在	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
浄水施設の耐震化率	27.2%	27%	27%	27%	27%	50%	50%	50%	50%	50%	56%
ポンプ所の耐震化率	51.3%	65%	65%	65%	65%	71%	71%	71%	71%	71%	71%
配水池の耐震化率	60.7%	61%	61%	69%	69%	73%	82%	87%	87%	88%	88%
基幹管路の耐震適合率	41.5%	42%	45%	48%	51%	54%	57%	60%	61%	63%	64%
重要給水施設配水管路の耐震適合率	44.7%	53%	54%	57%	59%	63%	67%	72%	72%	72%	73%
管路の耐震適合率	22.8%	23%	23%	24%	25%	26%	27%	28%	28%	29%	30%
浸水対策浄水施設数	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1

第一期基盤強化計画図

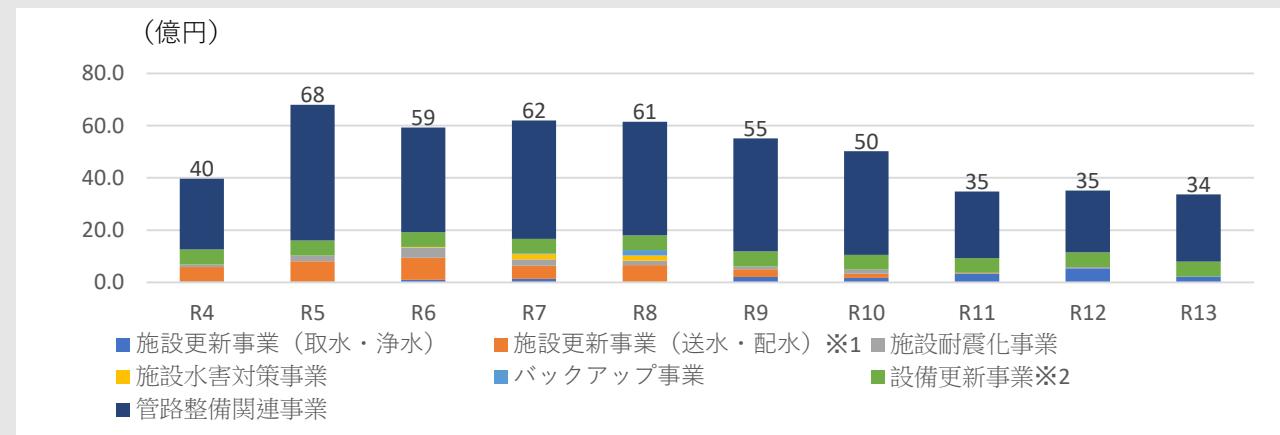
第一期基盤強化計画を推進することで、10年間で以下図のように施設・管路の耐震化状況が改善されます。



※基幹配水池のうち、第1配水池または3,000m³以上の施設を表示

事業内容

整備費用の見込みを以下に示します。第一期基盤強化計画の期間で約499億円の整備となります。



※1:一部施設整備に合わせた管路整備含む
 ※2:10年間の更新需要の平均値を計上

管路に係る事業は「管路更新事業」、「重要給水施設管路の耐震化事業」、「基幹管路の耐震化事業」、「中口径管路の耐震化事業」の4つに区分しています。各年度の整備延長・整備費用を以下に示し、対象管路を次頁に示します。

管路事業量	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
管路整備延長(km)	25.7	32.6	27.0	31.0	31.5	34.5	30.9	24.7	26.5	28.5	292.9
管路整備概算費用(億円税込)	27.1	52.0	40.0	45.3	43.5	43.3	39.7	25.5	23.6	25.8	365.8

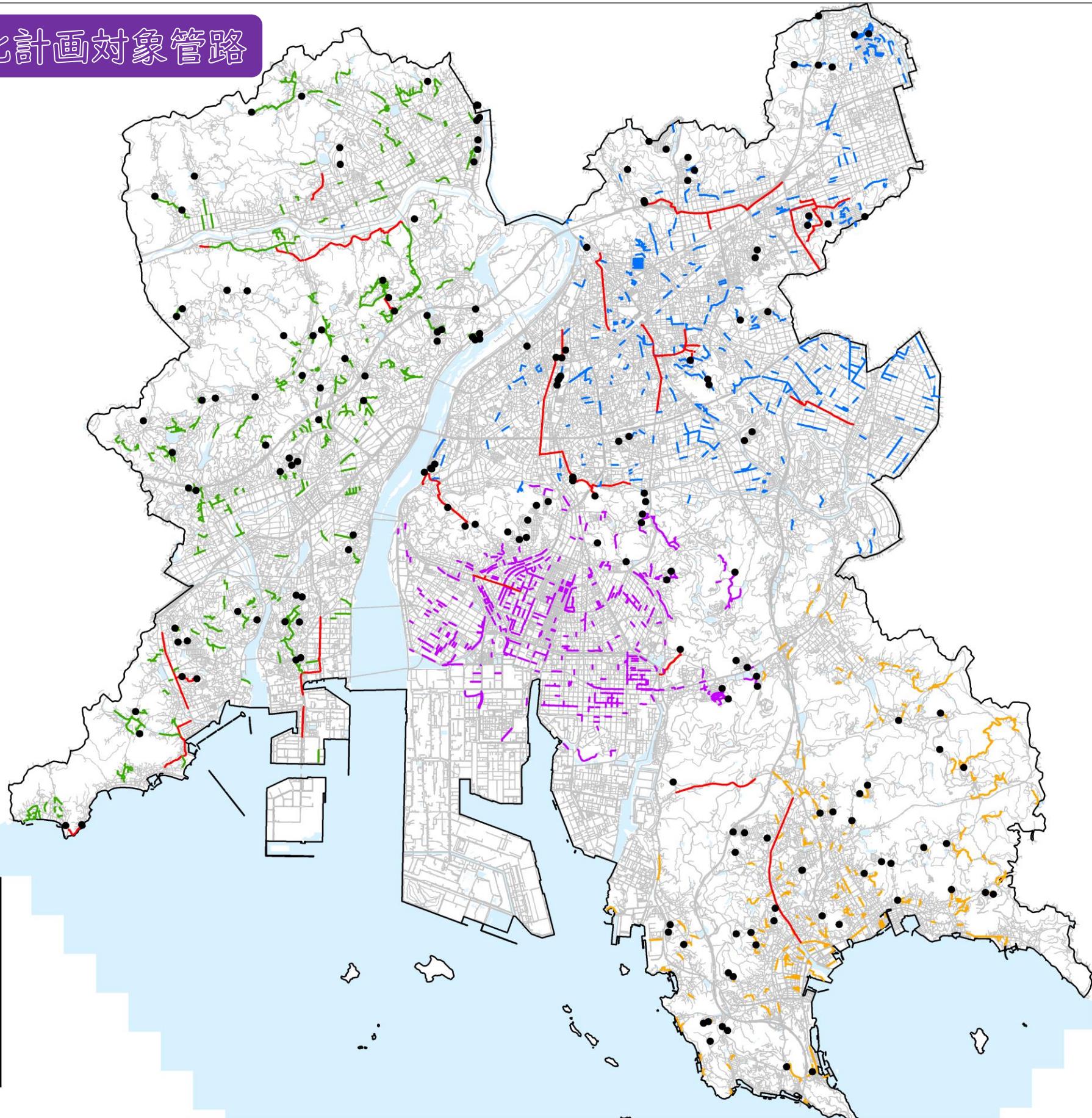
全体計画内訳

事業ごとの内訳を以下表に示します。

計画全体合計	基本方針区分	事業中区分	事業小区分
第一期基盤強化計画(R4~R13) 施設 126施設 管路 293km 計画規模合計:499.3億円	基本方針1 最適化と計画的更新の推進	浄水場等の統廃合及び施設能力の適正化	施設更新事業(取水・浄水) 施設 2施設
		施設・設備の計画的更新	施設更新事業(送水・配水) 施設 24施設 設備更新事業 施設 119施設
		管路の計画的更新	管路更新事業 管路 202km
		施設の耐震化	浄水場の耐震化事業 施設 1施設
	基本方針2 最適化と災害対策の推進	施設の耐震化	配水池・ポンプ場の耐震化事業 施設 6施設
		管路の耐震化	基幹管路の耐震化事業 管路 14km
		管路の耐震化	重要給水施設管路の耐震化事業 管路 55km
		管路の耐震化	中口径管路の耐震化事業 管路 34km
		浄水場の水害対策	浄水場の水害対策事業 施設 1施設
		バックアップ体制の構築	バックアップ体制構築事業 施設 3施設

基盤強化計画による効果等

第一期基盤強化計画対象管路



- 凡例
- 担当部署
- 水道建設課
 - 水道管理課
 - 玉島営業所
 - 児島営業所
 - 水島営業所